

西宮市の指導監査について

1. 指導について

① 指導とは

指定障害児通所支援事業所の人員・設備・運営に関する指定基準等の取扱いや、障害児通所給付費等に係る報酬請求に関する事項について、周知徹底させるために実施するもの。

事業者が遵守すべき指定基準や報酬請求に関する法令等

○指定基準及びその取扱いを定めた法令等

- ・ **【指定基準】**「西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成31年3月26日西宮市条例第41号）
- ・ **【解釈通知】**「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）」

○報酬請求に関する事項を定めた法令等

- ・ **【報酬告示】**「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）
- ・ **【留意事項】**「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月30日障発0330第16号）

○基準や報酬請求に関するQ&A

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

○指定基準や報酬請求に関する関連通知（以下は主なもの）

- ・ 「定員超過利用減算の取り扱いについて」
- ・ 「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」
- ・ 「放課後等デイサービス（児童発達支援、保育所等訪問支援）ガイドライン」
- ・ 「障害児通所支援事業所における緊急時の対応について」

○その他、事業運営にあたって、主に遵守すべき法令

労働基準法、消防法、食品衛生法、障害者虐待防止法等

「指定基準」は「最低基準」とも言われます。指定基準を上回る運営体制に努めてください。

② 指導の種類

ア 集団指導

一定の場所に事業者を集め、講習等の方法により指定基準等に関して周知するもの。

イ 実地指導

個々の指定事業所を訪問し、基準等の確認を行うもの。全事業者を対象に、おおむね3年に1回実施する。

ウ 書面指導（書面指導監査）

事業所訪問に代わって、事業者に市が指定した書面の提出を求めて、基準等を確認するもの。

③ 実地指導の流れ（原則）

ア 実地指導まで

- ・ あらかじめ、事業者の実地指導の実施を連絡し、日程調整を行います。
- ・ 1カ月前を目途に事業者に対し実地指導の実施を通知します。
- ・ 実地指導日1週間前までに実地指導チェックリスト及び必要書類を提出してください。

イ 実地指導当日

（事業所が用意すべきこと）

- ・ あらかじめ、実地指導実施通知に記載の当日準備資料を1か所にまとめてください。当日書類は今年度分及び前年度分をご用意ください。
- ・ 書類の確認や担当者からのヒアリングを行いますので、スペースのご用意をお願いします。

（当日の流れ）

確認内容	詳細
見学	事業所内を見学し、設備面などを確認します
ヒアリング・書類確認	指定基準や報酬算定について、事前提出資料や当日準備資料、ヒアリングを通じて確認します。確認は、各担当に分かれて同時進行ですすめます。 なお、資料については、パソコン等で確認できる場合は、パソコン等の画面で確認します。

結果講評	事業所の運営について評価すべき点を伝達するとともに、改善すべき事項（軽微な内容を含む）について口頭にて伝達します。
------	---

ウ 実地指導後

- ・ 実地指導1カ月後を目途に、実地指導において改善を要する「指摘事項」、「文書で伝達すべき軽微な指摘事項及び助言事項」をまとめ、指導結果を通知します。
- ・ 改善を要する事項のうち、「改善状況の報告を要する事項」がある場合、上記通知後45日後を目途に改善報告書及び関連書類を市に提出してください。

④ その他

実地指導において、著しい基準違反や給付費の不正請求が疑われる場合は、実地指導を監査に切り替えることがあります。

2. 監査について

① 監査とは

サービスの内容等に関して、著しい基準違反が認められる（疑い）がある場合や、障害児通所給付費の請求に関して、不正若しくは著しい不当がある（疑われる）場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とし行うもの。

② 監査の実施について

- ・ 原則、無通告（抜き打ち）により実施します。
- ・ 監査では、状況に応じて、報告、帳簿書類やその他物件の提出や提示、出頭を求めるほか、質問、事業所へ立ち入った上で帳簿書類やその他物件の検査を行います。
- ・ 複数回にわたり実施する場合があります。
- ・ 監査において、次の事実がある場合、その事実をもって児童福祉法に基づく行政処分の対象となります。
 - 市から報告や帳簿書類・その他物件の提出・提示を命じられたのに応じなかった場合や、虚偽の報告や帳簿書類・その他物件の提出・提示をした場合
 - 市からの出頭要請や質問に応じなかったり、虚偽の答弁を行ったりした場合
 - 市の立ち入りや検査を拒否、妨害、忌避した場合

③ 監査の結果

基準違反や不正請求等が認められた場合については、児童福祉法の規定に基づき、下記の措置を講じる場合があります。

ア 行政上の措置等

改善勧告	基準違反事項について、改善を講じるよう勧告するもの (勧告に応じなかった場合、その旨を公表する場合があります)
改善命令	改善勧告に従わなかった場合に改善するよう命じるもの
効力停止	指定事業所ごとに指定事業者の効力を一定期間全部(もしくは一部)停止するもの
指定取消	指定事業所ごとの指定事業者の効力を取り消すもの ※ 指定取消事由について関与した管理者や法人代表等については、欠格該当者となります。

イ 経済的な措置

不正請求に関しては、不正請求額に40%の加算金を乗じた額を返還していただきます。

ウ 公表

- ・ 行政処分を行った場合、その内容を公表します。
- ・ 改善勧告を受けたにもかかわらず、期限内に改善を講じなかった場合もその旨を公表することがあります。

3. 実地指導又は書面指導(以下、「実地指導等」)を受験する際のお願い

- ・ 実地指導の時間短縮のため、「当日準備資料」を1か所にまとめておいてください。
- ・ 指定基準や報酬請求に関する事項に関し適切な指導を行うには、日ごろの事業実態に対し指導することが重要です。
- ・ 仮に、実地指導等において実態と異なる資料を作成した上で提出・提示したり、事実と異なる説明を行ったりすると、市が適切な指導ができなくなり、結果として、サービスの質の低下や不正な報酬請求を招くこととなります。
- ・ 万一、実地指導等において、事実を隠蔽したり、虚偽の資料提出や虚偽の説明を行ったことで指導を逃れた場合は、行政処分を含めた厳正な対処を行います。

4 市からのお願い

① 指定基準や報酬請求要件を正しく理解するために、【指定基準】【解釈通知】【報酬告示】【留意事項通知】、【障害福祉サービス Q&A】を確認してください。

(確認方法例)

- ・厚生労働省 HP 「各年度の障害福祉サービス報酬改定について」を確認する。
- ・西宮市 HP に掲載の自己点検シートの活用
(場所) 西宮市 HP 「指定障害児通所支援事業者等に対する実地指導について」
(ページ番号 17364036)

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/shakaifukushihojin/shidokansa/r2jidoujittishidou.html>

- ・各出版社から発行されている各通知等をまとめた図書を購入

② ①にて疑問がある場合は行政に問い合わせてください。

- ・質問内容によっては回答に時間を要する場合があります。
- ・他市支給決定利用者個別に発生する請求に関しては、必要に応じて各市の障害児通所給付費担当課にご相談ください。

(過去の不適切事例①)

加算の算定要件がわからず、「噂」や知り合いから聞いた話を信用し算定していた。
→報酬基準要件を満たさず請求していたため、多額の報酬返還が発生。

③ 報酬請求する際は、加算等の要件を満たしているか必ず毎月確認してください。

特に、従業員が退職したり、出勤回数が予定より減少した場合は要注意！

(過去の不適切事例②)

授業者が退職（異動）したのに、漫然と前月と同じ報酬請求を行っていた。
→児童指導員等加配加算などの人員配置に関する加算の要件満たしていなかったため、多額の報酬返還が発生。

④ 指定基準や報酬要件を満たしたか証明するため、必ず記録を残してください。

(過去の不適切事例③)

利用者が利用予定日当日に急病で欠席したため、相談援助を行ったが、欠席連絡や相談援助に関する記録を残していなかった。
→欠席時対応加算の算定要件を満たしていないため、報酬返還が発生。

⑤ 国、県、市からの通知や事務連絡については、随時メーリングリストにてお知らせしますので、必ずメールを確認するようにしてください。メールアドレスを変更した際は、必ず法人指導課に届けてください。

以上